

# 第 2 回南庄内合併協議会 会 議 録

期 日 : 平成 1 6 年 1 1 月 1 9 日 ( 金 )

会 場 : マ リ カ 市 民 ホ ー ル

## 第2回南庄内合併協議会 会議録

日 時 平成16年11月19日(金)午前10時00分～

会 場 マリカ市民ホール

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 専門小委員会の協議状況について

(2) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(3) 調整項目について

組織及び機構の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて

財産の取扱いについて

公社、第三セクター等の取扱いについて

町・字の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて

4 そ の 他

5 閉 会

出席委員等

役職名	区 分		氏 名	役職名	区 分		氏 名
会 長	鶴岡市長		富塚 陽一	委 員	羽 黒 町	議長	山口 猛
副会長	藤島町長		阿部 昇司	委 員		議員	富樫 栄一
副会長	羽黒町長		中村 博信	委 員		識見を有する者	呼野 祝二
副会長	櫛引町長		難波 玉記	委 員		識見を有する者	高橋 澤
副会長	朝日村長		佐藤 征勝	委 員	櫛 引 町	議長	菅原 元
副会長	温海町長		佐藤 正明	委 員		議員	安野 良明
副会長	鶴岡市議会議長		榎本 政規	委 員		識見を有する者	長南 源一
副会長	温海町議会議長		佐藤甚一郎	委 員		識見を有する者	前田 藤吉
委 員	鶴 岡 市	議員	斎藤 助夫	委 員	朝 日 村 温 海 町	議長	進藤 篤
委 員		議員	本城 昭一	委 員		議員	井上 時夫
委 員		助役	芳賀 肇	委 員		識見を有する者	田村 作美
委 員		識見を有する者	大瀧 常雄	委 員		識見を有する者	渡部 長和
委 員		識見を有する者	竹内 峰子	委 員		議員	富樫 栄一
委 員		識見を有する者	菅原 一浩	委 員		識見を有する者	齋藤 金一
委 員	藤 島 町	議長	齋藤 久	監査委員	朝日村監査委員		難波 鉄雄
委 員		議員	押井 喜一	監査委員	羽黒町監査委員		清野 均
委 員		識見を有する者	富樫 達喜				
委 員		識見を有する者	伊藤 忠				

会長・委員 32名 監査委員 2名

欠席委員 佐藤喜久子委員

出席幹事職員

所 属 ・ 職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	氏 名
鶴岡市総務部合併対策室長	佐藤 智志	羽黒町企画商工課長	金野 和夫
〃 総務課長	石塚 治人	櫛引町市町村合併対策室合併対策主幹	佐久間忠勝
〃 調査計画主幹	斎藤 雅文	朝日村市町村合併対策室長	佐藤 靖法
藤島町企画課長兼合併対策室長	半澤 正昭	温海町企画観光商工課長	川畑 仁

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	土田 宏一
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	鈴木金右エ門
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	本間 光夫
調査計画主幹	斎藤 雅文	総務係長	渡部 功
総務主査	今野 勝吉	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	吉住 光正		

## 1 開 会（午前10時00分）

○芳賀 筆事務局長 それでは、皆さんおそろいになりましたので、ただ今から第2回南庄内合併協議会を開会いたします。

## 2 会長あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、会長よりごあいさつをお願いいたします。

○富塚陽一会長 ただ今司会が申しあげましたとおり南庄内の合併協議会第2回であります。早朝から委員の皆様には大変ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。とりわけまだ11月ではありますが、だんだん押し迫っております。経済の動向やらさまざま皆さんにご多忙の案件が非常に多くなっているだろうと思います。町村長、議会の皆様におかれまして、地方財政をめぐる話題が一刻も猶予がないくらいいろいろな変動があるようでありまして、その都度上京して運動していただいたり、何かとご苦労をおかけしております。その中でこの協議会の開催、誠に忙しいところ恐縮でありますけれども、しばらくの間よろしく願いを申し上げたいと存じます。

第1回の協議会を開催した後、それぞれまたご苦労をおかけして専門小委員会を開催していただきまして、先の協議会で申し上げたとおり新市の建設計画、事務事業の調整の内容につきまして再点検して検討いただいております。それから、農業委員会のほうでも農業委員の定数につきましてご協議をいただき、おまとめをいただいたというふうにお聞きしております。きょうの協議会では、次第のとおり専門小委員会の協議状況や農業委員会の委員定数、あるいは調整項目についてもろもろ報告あるいは提案をいたしまして、皆様からさらにご協議をいただきたいと思っております。大方前回の協議会において議論をしたことではありますが、なおお気づきの点が出ていることは考えられますので、どうぞご遠慮なくご発言をしてご指摘をいただくようお願いを申し上げたいと存じます。

なお、その協議を終わりましたから、いよいよ事務方の準備も少し急いでやらねばならぬような時期も近いので、なおこれまで26回の協議会にご参加をいただいた方々が大半を占めておられるわけですので、日ごろから合併について気になること、ぜひここは注意をしてもらいたいというようなことをお持ちではないかと思われまので、この次第を終了した後で、これ決してきょうに限りません、この次の協議会も含めてでありますけれども、どうぞできる限りお一人おひとりからご所見などを承って、事務の執行に遺漏のないようにあらかじめ準備させておきたいと思っておりますので、何とぞ思っておられる事柄、気になっておられる事柄をすべてご開陳いただき、ご指導、ご鞭撻を賜りますようにそのように会を取り計らせていただきたいと、運営小委員会でもそのようなこともご了承いただいておりますので、そんな趣旨で合わせて運営についてご理解をいただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。予定の時間のとおりに運ばせていただくことはいたしますので、その辺はご懸念なく、どうぞよろしく願い申し上げます。

誠に簡単ですけれども、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

### 3 議 事

#### (1) 専門小委員会の協議状況について

○芳賀 筆事務局長 それでは、進行のほうを会長よりよろしくお願いいたします。

○富塚陽一会長 それでは、次第に従いまして進行をさせていただきます。

初めに、(1)の専門小委員会の協議状況につきまして事務局、説明をどうぞ。

○斎藤雅文事務局調査計画主幹 先日の12日に専門小委員会を開催いたしまして、新市建設計画案及び事務事業調整案についてご協議いただいた状況について、委員長さんからご確認をいただいておりますので、ご報告いたします。資料は3ページから7ページとなります。

第一小委員会から第三小委員会の三つの小委員会でご協議いただいた内容についてまとめたものでございます。最初に、建設計画についてですが、第一から第三まで意見、提案は特になかった状況にございましたが、ご質問をいただいております。第二小委員会では財政計画中に繰入金や積立金のない年度があるが、財政状況にかかわらず積み立てや取り崩しがあるのではないかとのご質問については、実際の財政運営上はゼロとはならないものと理解しているが、計画では収支均衡の差し引きとして整理させていただいておりますということを説明いたしております。また、第三小委員会では鶴岡駅前的大型店の撤退で建設計画に与える影響はどうかのご質問については、大型店の役割が大きいことから継続経営を要望していることと、また新市建設計画上では駅前地区に係る部分に変更はないと思われるというご説明をいたしております。

この建設計画については、合併特例法に規定されているものでございますので、小委員会で県との協議を進めてまいりたい旨ご説明もいたしまして、その後県との内協議を進め、異議なしとの回答をいただいておりますので、今後本協議会でのご承認をいただきまして、県との本協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務事業調整についてについても同様に提案等は特にございませんでした。ご質問としては、第一小委員会では合併前の新たな独自施策はどのような調整が行われるのかのご質問をいただきまして、各地区特有のプロジェクトは原則引き続き取り組むとしております。そして、当該地区だけか全市的な範囲なのかと、そういった実施範囲はケースごとに検討することとなるというふうに説明させていただいております。また、具体的な支所機能や職員数について協議会で協議されるのかというご質問については、まとまった段階で協議会にご相談するとしております。第二、第三小委員会では、衛生処理組合、消防、水道などの一部事務組合が合併にかかわって今後どのような取扱いになるのか、調整については小委員会で協議されるのかというご質

問をいただいておりますが、対応方針は関係市町村長が協議し、その内容については協議状況によりまして協議会、あるいは専門小委員会で説明を行いまして、最終的には関係市町村で協議されると説明させていただいております。

以上、専門小委員会での協議状況報告です。

○**富塚陽一会長** 以上、報告を申し上げましたが、委員さんはそれぞれ専門小委員会にも所属されてご検討いただいたと思います。ただ今の報告につきまして舌足らずの点、あるいは足りない点、その他いろいろお気づきの点もございますでしょうし、ご質問、ご意見等どうぞ遠慮なく、何かございませんでしょうか。

○**富塚陽一会長** なければ、ただ今の事務局の報告のとおり各小委員会の審議の経過と結果につきまして、ご了承いただくことでよろしゅうございますか。

(「異議なし。」という声あり)

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。

## (2) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

○**富塚陽一会長** 次に、(2)の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、どうぞ。

○**石塚治人事務局総務課長** 資料の9ページでございます。この件につきましては、前の協議会のとおり同様に農業委員会のほうに検討をお願いしたところでございますが、次の10ページと11ページにございますように意見集約の報告をいただいております。その報告をいただいた内容で、また戻っていただきますが、9ページのとおりにご提案を申し上げるものでございます。

まず、(1)新市に一つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は37人とする。前の協議会では定数は40人でしたが、3人を減じたというものでございます。法定の定数は40人以内ということになっております。

(2)選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、鶴岡市は3選挙区、各町村はそれぞれ1選挙区とする。これにつきましては、前の協議会と同じでございます。

(3)6市町村の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、互選により37人が合併の日から平成17年11月25日まで引き続き在任する。ただし、各市町村の農業委員会ごとの在任する人数は、鶴岡市農業委員会13人、藤島町農業委員会5人、羽黒町農業委員会5人、櫛引町農業委員会6人、朝日村農業委員会4人、温海町農業委員会4人とする。これにつきましては、前の協議会と同様に合併の日から平成17年11月25日までの在任特例を採用するというものでございます。この人数は前の41人、それから三川町農業委員会

分の4人を減じまして37人ということにしております。そこに記載の南庄内6市町村それぞれの在任する人数は変わらないというものでございます。なお、在任特例の法定の人数は、80人以内ということになっております。

以上、提案をさせていただきました。

○**富塚陽一会長** この件につきましては、農業委員会におかれましてこのような趣旨でご決定をいただいたということですが、ご質問がございましたらどうぞ。

○**富塚陽一会長** なければ、農業委員会の自主的な決定でありますので、ご報告にとどめさせていただきます。どうもありがとうございました。

### (3) 調整項目について

組織及び機構の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて

財産の取扱いについて

公社、第三セクター等の取扱いについて

町・字の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて

○**富塚陽一会長** 続いて、調整項目についてご検討願いたいと思います。

これ一括して事務局から説明させますので、どうぞしばらくの間お聞き取りいただきたいと思います。

○**佐藤智志事務局次長** それでは、調整項目につきましてご説明いたしますので、13ページをお開き願いたいと思います。

合併協議事項についてでございますけれども、先の第1回協議会におきまして基本4項目について合意をいただきましたほか、新市建設計画でありますとか事務事業調整、それから農業委員定数等につきましてまた今ご承認いただいたところでございます。また、議会議員の定数等の取扱いにつきましてはただ今小委員会でご検討いただいておりますので、これらのほか前の協議会におきましても特に合併に際しまして重要と考えられる以下記載の7項目でございますけれども、これらにつきましては回数を重ねご協議いただきまして、おおむね同意いただいた内容でございます。以下の項目につきまして、当協議会におきましても改めてご協議の上、ご確認をお願いしたいものでございます。

個々の内容につきましては、15ページ以降になりますけれども、最初に調整内容をお示ししておりますけれども、これにつきましては先の協議会における合併協定書と同様の内容といたしております。また、添付の資料につきましても、これまで回数を重ねましてご協議いただいた事項、内容と同様にいたしておりますので、説明につきましては概要のみとさせていただきます。

初めに、15ページの組織及び機構の取扱いでございます。基本的な組織・機構の考え方の視点につきましては、16ページ以降にお示しをしてありますけれども、基本的には今後予想される市民生活でありますとか地域社会のニーズ、あるいは地域の事情に的確な対応を図るということでありまして、地方分権の要請に的確な役割を果たしていくこと、そうしたことから組織・機構の整備を的確に行うことが極めて重要であるという認識を示しているものでございます。

そうした視点に立ちまして、基本的な考え方としまして4点、15ページに整理をいたしましたものでございます。概要を読み上げさせていただきますと、一つ目は仮称であります。本所、支所機能といたしましては、本所は現在の鶴岡市役所とし、町村役場を支所とすること。それから、住民の皆さんにはこれまでどおり従前の役所、役場でもろもろの手續ができるようにするとともに、専門職員の充実、資質の向上を図りまして、住民の皆さんに提供するサービス内容の充実、高度化を図ること。支所は、地域特有のプロジェクトに引き続き取り組むということにいたしておりますし、内部管理部門につきましては合理的な統合、縮小を計画的に進めるとしているものでございます。

また、(2)になりますけれども、合併後のサービスの提供につきましては民間セクターとの協力、協調体制を推進すること、さらに(3)におきまして支所の権限につきましても適切な配慮をするということにいたしておりますし、行財政改革の推進などを掲げているところでございます。

なお、組織・機構につきましては、今後具体的な骨格の方向づけをいろいろ検討いたしまして、でき上がったところで改めて協議会のほうにご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、19ページをお願いいたします。二つ目の地域審議会でございますが、この取扱いにつきましては合併特例法の規定に基づきまして合併前の市町村の区域ごとに17年10月から27年3月までの期間、合併にかかわる事項について市長の諮問に応じて審議し、または必要と思われる事項について市長に意見を述べる審議会を設置するとしたものでございます。委員の定数は20人以内、任期は2年とするものであります。合併特例法では、新市建設計画を変更するときは地域審議会の意見を聞くこととされているものでありますし、地域の実態に即しまして建設的な運営となるように、今後協議会の中でも具体的な運用につきましてご相談をしてみたいというふうに考えております。

次に、23ページをお願いいたします。三つ目の財産の取扱いについてでございます。このことにつきましては、調整内容記載のとおり構成市町村の財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐとするものでございます。しかしながら、なおということでありまして、合併までの行財政改革によりまして変動があるとしているものでございまして、資料といたしまして構成市町村の15年度決算に基づく財産の状況を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思います。後ほどまたいろいろお尋ねがあればお答えをさせていただきたいと思います。

それから、次に27ページでございますが、4点目の公社、第三セクター等の取扱



いでございます。3点ございますが、最初に藤島町、羽黒町、温海町の土地開発公社であります。この公社につきましては公有地の拡大の推進に関する法律ということで設立された法人でございますが、法律によりまして1市町村1公社が原則とされているものでございます。このため、合併まで一つの公社に統廃合することといたしておりますし、二つ目の民法上の財団法人である鶴岡市の公社につきましては、当面現行どおりとすることとしているものでございます。また、第三セクターについてありますけれども、このことにつきましても当面現行のとおりとするものでありますけれども、社会経済情勢の進展や変化等を見据えながら、改めて設置の意義でありますとか行政関与の必要性などの視点から、類似業務を行うものにつきましては将来的に統合、合理化等も含め、運営の改善、合理化に努めるというふうにはいたしているものでございます。資料といたしまして、28ページ以降になりますけれども、構成市町村の主な団体等についてその概要を添付させていただいております。

次に、5点目の町・字の取扱いで、31ページになります。このことにつきましては、3点基本的な考え方をご確認いただいたわけでございますけれども、一つ目が町・字の区域は原則として現行のとおりとする。それから、二つ目が大字の表記、字句につきましても付さないこととするということでございます。それから、3点目が現町村名の取扱いにつきましては合併まで調整するといっているものでございます。このことにつきましても、今後各町村議会、あるいは地域住民の皆さんの意向も踏まえながら、当協議会におきましても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、33ページでございますが、6番目の一般職の職員の身分の取扱い、それからまた35ページには特別職の身分の取扱いということで整理をさせていただいておりますが、このうち一般職の職員につきましては、合併特例法の規定に基づきましてすべて新市の職員として引き継ぐとするものでございます。また、特別職につきましては、法律で定数が限定されておられない監査委員等の定数、それから特別職の報酬につきましては、市町村長が協議をして定めるというふうにはさせていただいているものでございます。

以上でございますので、よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

**○宮塚陽一会長** 調整項目につきましてごく概略でありましたので、おわかりにくい点もあったかと思いますが、ただ今説明申し上げたとおりでございます。それぞれの専門小委員会での質疑内容は先にご報告申し上げたとおりでありますし、それらを含みとしまして何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ遠慮なくご発言ください。

なお、ちょっと先走って恐縮ですけども、きょう運営小委員会におきまして三つほど課題として取り上げられました。

第一の点は、財産の取扱いについて、鶴岡の場合加茂財産区というのあるわけで特記してありますが、この取扱いいつまでもこれでいいのかという専門家の意見もあるけれども、その辺はどうだろうと、検討したらどうかということでもありますので、これは市におきまして十分検討させることとして、とりあえずその専門家のご意見はご意

見として尊重すべきだろうというふうに思いましたので、そういう問題提起に対してお答えをすべく、事務方に指示しようかと思っております。それが第1点であります。

第2点は、一部事務組合の取扱いについて、これは財政事情やら制度上の話いろいろ複雑に絡みますので、簡単には結論出ないわけですが、執行当局としてはなるべく今月中に一つの試案をまとめてそれで協議会にご相談するかなんていう話もありまして、それがうまくいくかどうかはわかりませんが、とにかく事務方で少し詰めて運営小委員会で協議をしつつ、ご提案してご協議いただく、なるべく早くしたほうがいいのかというふうには、決定まではいかないでしょうけども、考え方としてどういう考え方で、相手もあるわけですので決めるわけにはいきませんが、大体の考え方はこんな考え方で臨んだらどうかというぐらいのところは少しすり合わせはしておくかなということが第2点であります。

第3点目は、職員給与の話ですが、これも非常に重要な関心事ではありますが、これは財政問題もあり、いろいろ組合との交渉の話もありますので、簡単には言いきれませんが、この取扱いについてまず現状をもう少し鮮明に把握できるように事務方にさらに資料の整理をさせて、これもなるべく、今月中はちょっと無理かもしれませんが、それらについての取扱いについてどうだろうということを実体的に詰めさせていただきます。

その3点について問題提起をいただきましたので、事務方にそれぞれ議論を詰める、深めるための資料の整備をするように指示したところでございますので、合わせてご報告を申し上げて、それらも含めてご意見ございましたらどうぞ。きょうここで皆決める気ではありませんので、どうぞ前回の協議会で議論はしたけども、さらに詰める余地があれば詰めて一向構わないわけですので、どうぞ遠慮なくご発言くださいますように。

○**富塚陽一会長** なければまずこの次あたりまでためておいてもいいけども、一応こういう専門小委員会での議論はご報告のとおりでありますので、それをご了承の上、なお本席は報告を聞いたということだけでも構いませんけども、何かございましたら、なおこの次あたりまでご注意あれば遠慮なくと思います。よろしいでしょうか、そういう扱いで。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** では、そのようにさせていただきます。

#### 4 その他

○**富塚陽一会長** 以上、予定されました協議の内容については、十分なこれまでのご審議をいただいた結果でもあったと思いますけども、スムーズに運ばせていただきましたことを心より感謝申し上げます。

冒頭ご挨拶でも申し上げましたとおり、予算編成からいろいろな意味で、もちろん

合併決まったわけでありませんが、準備行為で相当時間、労力を要する作業が多いと思いますので、あらかじめ合併に際して気になること、気をつけてもらいたいと思うようなことがありましたらどうぞお一人おひとりお伺いしたいと思います。急なことです、きょうというわけにも必ずしもいかならないと思いますが、きょうご発言いただけたら大変ありがたいし、もしそれでなければこの次あたりまでにいろいろまとめていただいてご発言いただいと。とにかく最終段階に近づいておりますので、思い余すところなくご発言いただいと運営させていただきたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただき、どうぞご遠慮なくご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

**○齋藤 久委員** 一つお尋ねいたしたいのですが、広報について私の考えを述べたいと思っておりますが、今、国も危機的な財政状況にあるわけで、国民あるいはこれから合併を進めている我々構成市町村の住民も大変いろいろな視点で不安を抱いている、その不安を払拭しなければならないと思うんですが、それは財政の将来像はもちろんなんですけども、南部地区合併協議会で進めてきた新市のまちづくりはいろいろ今までの合併協議会日より、あるいは新市建設計画の概要などで各世帯に行ってはおりますが、新たに六つの枠組みで進められている将来像と申しまししょうか、これから新しい市はこのような目標を持って進むんだということをもっと住んでいる人たちに理解をしてもらわなければならないのではないかと思います。いろいろな媒体を使って知らせていく、情報を開示していく必要は、私たち行政側にいる人たちの責任だと思っておりますが、例えば各地域特有のプロジェクトという言葉、今説明でも出ておりましたが、各地域が得意としている分野、それからいろいろな情報も含めて、前の協議会では助役がプレゼンテーションとして出してきたわけですが、それぞれの地域のいいところを出すことによって、ほかの地域でも同じ財産として誇りを持てる、何と云うか特色のある地域づくりをお互いの地域が共有することによって、少ない財産でもっと幸せ感を多く持って進んでいけるのではないかなと思っておりますが、その辺を正副会長会議などで議論をして、創刊号は南庄内合併協議会も出ておりますが、これからの合併協議会日よりの中でそういうものを住民に広く示していくことも必要でないかなと思っておりますが、その辺の考え方についてお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

**富塚陽一会長** 私の個人的な見解だけではちょっと申しわけないんですけども、おっしゃるとおり新たな協議会も発足したわけですので、齋藤さんのご提案に沿ってさらに議論を進めることは必要だと思っておりますので、今後協議はさせていただきたいと思っております。

ただ、私の個人的な見解を若干、これまでの協議会の運営についての考え方にも共通するわけですが、まちづくりを言いますときに幾つかの前提が必要だと思っておりますが、一つは各町村の議会に既に基本構想なりまちづくりについて議決をした権威のある計画がおりなものですから、我々事務方を含めて根本的にそれを覆すようなことは越権だろうということで、そしてまたそれぞれの町村の計画はしっかり各地域の特性を活かして適切な計画になっているものと思っておりますし、その限りでは大方異存のない立

派な計画であるということであろうというふうに思いますので、極力それを尊重するという姿勢をこれまでも貫いてきたわけでありますから、今直ちにそれをもう一度見直しして全体を構成し直すということまで踏み込めるかどうかということは、私はちょっと慎重であっていいのではないかとこのように思います。

ただ現実には、反面、我々それぞれの市町村の振興計画、基本構想を議決していただいておりますが、その先の先を考えたときに、到底予測のつかない、人口が減りだすとか財政事情が急速に悪くなるとか、産業構造も予想以上に変わるとか、全く不測の事態が将来予想されると。で、私たちの合併は実は将来相当急速な人口減を来たさだろう、産業構造も非常に変わるだろう、そして財政事情も思ったより以上に厳しくなるだろう、そういうことを考えてそれに備えてみんなで力を合わせて乗り切ろうというふうな立場で取り組んでおられるわけでありますので、その限りにおいて新しいプロジェクトの構想は当然出てくることも必然的だろうというふうな感じもいたしますので、齋藤委員さんのお話はそういう意味の、人口がガタガタ減りだす、しかし環境問題も重要だし、産業だって農業なしには生きて、それが最も根幹の産業だし、それをどうしてこれからの時代に対応するかとかいうことを含めて、どういう長期的な構想で臨むべきかということとは当然検討されるべきだと思いますので、私としては齋藤委員のご提案はそのような意味で受け止めさせていただいて、当面国や県に出す建設計画はまずもって各市町村が立派に立てておられる計画を尊重して、それを構成してそれで編成した計画をやはり最も尊重すべきものとして、今後とも県や国に提出する建設計画として取り扱っていったらどうだというふうに思っていますが、それは私の個人的な見解でもありますので、ただ今ご提案ありましたように、会長、副会長会議で十分検討させていただきたいと思います。ご提案誠にありがとうございました。

どうぞそのようなことをどんどんお出しただければと思います。そのほかにどうぞ。

**進藤 篤委員** 合併の話も順調にまた再出発しているわけですが、きょうの話題にもなっていますけれども、この前第一小委員会では話題になったことについてですけれども、実際このように具体的に進んできますと、住民サイド、我々にとっても、本所、支所、特に支所の機能、権限についての話題が今後ますます関心の的になってくるのだろうなというふうに思いますし、今後、合併の期日が10月1日とするとまだ期間があるわけですので、この間の協議として我々の委員会の中での委員の意見もここに出ているわけですが、このことで特に回答としてはまとまった段階でこの協議会で再度協議してもらおうというような形になっているわけですが、それは結構なことですが、運営小委員会なりで検討されることだと思いますけれども、その前にもいろいろ話題提供してほしいなというふうに思います。ここで地域審議会とかそういう新たな組織もできるわけですので、そのこともかみ合わせながら、支所長の権限とかいろいろ具体的に決まっていることもあるわけですが、具体的な面での追求はまだ少ないと思いますので、ぜひその辺のことはこの協議会の場で話をし、意見を聴取するような機会をぜひ取ってほしいと思います。最終的には恐らく新しい体

制が決まってからということに、決定はなるのだろうと思いますけれども、この場での意見聴取などもしながら、我々支所機能を充実する、住民の安定剤といいますか、そういう意味での組み入れをしていただければありがたいなと思いますので、ぜひこの協議会がある限り意見を十分取り入れてほしいということをお願いしたいと思います。

**富塚陽一会長** ありがとうございます。大変ごもっともなご意見で、これは仮に運営小委員会であくまでもたたき台を出すつもりです。それで決めてもらおうなんていうことでなくて、どうぞ遠慮なく何でもご意見をいただいてと思いますし、きょうの進藤委員さんのお話ごもっともだと思いますから、なおさらに支所が例えばこんなことできないようでは困るというような具体的な気がかりな点ございましたら事務局にご注意をいただく意味で、ここでご発言いただいても一向に構いませんので、これからもどうぞよろしくご指導、ご提案をいただきたいと思います。

問題は今やっていることを皆無理して合わせるというよりも、先ほど齋藤委員さんがお話されたとおり、これから将来予想されるいろいろな不測の社会経済情勢の変革にちゃんと対応するようにみんなでがんばろうというようなことが基本目標でもありますので、地域も非常に広いわけですので、ならば地域でやってきたことはなるべく尊重するというのは私としては当然の姿勢でないかなと思っていますので、ただ財政的に無理だとか、運営上とっても無理だとなったときに、こうこうこういうわけだから、ひとつ財政事情から見て勘弁してもらいたいということを住民にお願いするということは多々出てくるかもしれませんが、それはそういう意味合いでやるのではないかと思いますので、どうぞこれからも遠慮なくご発言、ご提案いただくようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

今みたいなことに関連して具体的に何か気になることがございましたらどうぞ。

**○本城昭一委員** 小委員会、私は第二小委員会ではありますが、その中でここに事務事業調整の中に出ておりますように、深く議論はしなかったんですが、一部事務組合について今後の大きな課題になるのではないかという意見が出たところであります。私も同感の意思表示をしたところですが、今後の協議について、特に市町村長さんが協議をしてそれを協議会へ説明すると、こういうことでここに書いてあるわけではありますが、そういう方向だろうと思います。しかし、非常に14万人の市と一つの町とで事務組合をつくれるのかと、そのための議会をつくれるのかと、こんなことをいろいろ考えますと、首長さんたちが協議して説明をいただくというだけではどうも納得できないと、その途中経過について我々委員も議論に参加させていただきたいと、こんなふうに思うものですから、ここを説明だけにとどめるんじゃなくて、首長さんたちが検討した経過の説明と同時にその協議に我々も加わらせていただきたいと、このように思うわけでありまして。その辺はどのようにお考えなのかお伺いします。

**○富塚陽一会長** 別にこれは市町村長で独断的に決めるべきものというわけでありませ

るので、ご協議申し上げるのは一向やぶさかではありませんが、ただ相手もあることで、それとのご相談の仕方とかも含めましていろいろ検討させていただいて、内々のこともあると思いますので、おっしゃる趣旨に沿って極力配慮させていただきたいと思いますので、何も私らが決めたそのまま飲めと、決してそういうつもりで言っているわけではありませんので、ご了承いただきたいと思います。

その際、要するに今のお話だと、14万対何とかで一部事務組合というのはいかがなものかというようなご意見として受け止めてよろしいでしょうか。そういうご意見がありましたということで受け止めさせていただいていいのですね。

○本城昭一委員 はい。

○富塚陽一会長 じゃ、それはそういうことで受け止めさせていただき、なおそれらについているんな論点もあると思いますので、整理、検討させていただきます。それでまたご相談申し上げます。

どうぞ。

**安野良明委員** 櫛引の安野でございます。遠藤委員と代わって2回目ということで参加させていただき、2年以上にもわたるいろんな協議の結果が出て、一度は7市町村での協定書も議会でも通したという経緯もありまして、かなりスピードが進んだ協議会ではないかなと思っております。

この内容については、とやかく申すものではありませんけれども、町民、住民の中の不安をいかに解消するかというのが、今の段階のこの協議会の役目だと思っております。いろいろな調整項目、また事務方の年次を置いての調整事項かなり多くあるわけですが、この部分でできるだけ、町民には、地域民には公表できるもの、明確にできるものを一つでも多くすることが大事なことではないかなと思っております。特にこの調整項目の7項目は大変大きな身近な問題であろうと思っております。先ほども朝日の議長さんからありましたように、支所の役割はどうなるのか、人員配置等はどうなるのかというのは大変住民にとっては興味深いところだと思っております。そういう面でも明らかにできる部分はできるだけ明らかにしてほしいと、その方向性も数字的に明確にできるものは明確にしてほしいというのが実態でなかろうかと思っております。

それから、公社、第三セクターの問題もありますけれども、各自治体でいろんな施設を持っていて、管理組合等を持っていると思います。この取扱いがなかなか順調にいつているところ、なかなか苦しいところといろいろあるわけですので、そういう方向性はどういうふうに出てくるのかと。実質住民に身近な問題をできるだけ明らかにしてほしいというのが皆さんの意識だと思いますので、その辺を踏まえた今後の協議もあるということですので、できるだけ多くの提示をしていただきたいというふうに思います。ひとつよろしく申し上げます。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

お説ごもっともですが、例えば支所等につきましては確かにご指摘のように何が何だかということがあるかとは思いますが、しかしここではこれまで役場で済ませてきた用事は皆そこで済まされるようにするとして、基本的な考え方は一応住民の皆さんに不安を与えないような考え方は明確にしておりますので、そこはひとつご理解いただいて、なおご説明いただきたいと思いますが、もろもろの手続きの細かなことになるとまだ詰まっていないところもあるかもしれませんけれども、そこはよく検討させていただきます。事務局としても構成団体がカチッと決まらないうちにあまり先走って今までも考えられないということもあったりしてたけども、少しこちら辺で時期的にも迫ってきたので、少し詰める体制でまず仮ではありますけれども、確定はしていませんけれども、少し詰めなければならぬという気になっているようですので、詰めさせていただきたいと思います。これは正直な話です。

どうぞ。

**大瀧常雄委員** 農業の振興という面からですけども、私は1行政1農協というのが理想だと思いますけども、現実的には1行政2農協という、そういう現実になるわけです。そういった中でやはり農業の振興には農協とのかかわりが、まさに重要だと思いますので、そういった面でこの新市の対応について十分やっぱり検討していただきたいと思います。私の意見でございますけども、そんなことで考えていただきたいと思います。

○**富塚陽一会長** それは農協さんでも十分ご承知と思いますので、ご発言は農協にも伝えておきます。ただ、今、今年の作況、被害、それどころではない課題をたくさん抱えて、大瀧さんのところも大変ご苦勞で、お見舞い申し上げねばなりませんけども、こんな状況ですので、なおご理解いただいとしたいと思います。ありがとうございました。ほかにどうぞ。

**齋藤金一委員** 私も本所と支所機能に関することについてちょっと質問したいんですけども、新市につきましては各地域の多様性を活かすという基本方針でありますけども、それを具体的に活かすということで、本所の機能を一部支所に移すということでサテライト方式ということもぜひご検討いただきたいと思います。それで例えば海に関しましては、鶴岡市と温海町しか海に面しておりません。それで、温海町には鼠ヶ関港があるんですけども、それも酒田港に次ぐ県内でも2番目の漁船勢力を持っているということですし、地域の庁舎につきましても海側に面しておりますし、行動的にも、加茂から鼠ヶ関までを含めて、何か問題あった時に移動するということもかなり便利だと思うんです。それで、例えば水産であれば本所の機能を一部温海に置くとか、そういうようなサテライト方式というのをぜひご検討いただきたいと思います。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。

これも、ちょっと先走ってしまった感じがありましたけども、私も申し上げており

ますが、構成メンバーが決まらないうちにはとても議論が詰まっていきませんので、大体こんなところでいいかとなったところで、少し具体的にどうしたらいいか考えさせていただきたいと思います。物理的にいっても鶴岡市役所にはとても飲み込めませんので、当然分担していただくようなことは、物理的な観点からも避けられないのではないかなとも思いますし、そうってはお粗末な話ですけども、もっと実質的に機能的な高度化を期待する意味では、やはり今ご提案のようなことも重要な考慮事項ではないかと思いますので、なお具体的に検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

そのほかに、今みたいなことでも何でもどうぞ。

きょうにわかかなことを申し上げていて申しわけないわけですので、また今月中に次の第3回を予定させていただいているようでありますので、そのときにまたご発言いただければありがたいと思いますので、きょうほかにご発言ございませんでしょうか。

○**宮塚陽一会長** なければ、この次楽しみにしていますので、どうかよろしく願いたします。

それでは、そのほか委員の皆様から特段に何かございませんか。

事務局、何かありますか。

○**石塚治人事務局総務課長** 今会長のほうからも話ありましたけども、次回の予定でございます。11月27日の土曜日であります、午前10時から鶴岡市の出羽庄内国際村のほうで開催をいたしたいというふうに思います。正式な通知は来週になりましてから発送させていただきますが、まず11月27日の土曜日10時ということで予定をしていただきたいと思いますというふうに思います。

○**宮塚陽一会長** 事務局の予定はそのとおりなのですが、よろしいでしょうか。そんな予定させていただいて、さらに年末押し迫るわけではありますが、大変ご多忙と思いますけれども、何とぞよろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、事務局、どうぞ。

## 5 閉 会（午前10時52分）

○**芳賀 肇事務局長** それでは、これをもちまして本日の協議会を終了させていただきたいと思います。

次回ひとつまた出席方よろしく願いたします。